

移動等円滑化評価会議沖縄分科会 設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 移動等円滑化評価会議沖縄分科会（以下「分科会」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号）第 4 条第 1 項及び第 5 2 条の 2 の規定に基づき、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者が、定期的に沖縄の移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するとともに、必要な取組の検討等を行い、もって沖縄の移動等円滑化の推進を図ることを目的とする。

（構成）

第 2 条 分科会の委員は、別紙のとおりとする。

2 分科会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会長）

第 4 条 分科会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、分科会の事務を掌理する。

3 会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（分科会の運営）

第 5 条 分科会の事務局は、内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室及び開発建設部建設行政課に置く。

2 分科会の事務局長は、内閣府沖縄総合事務局運輸部長とする。

3 前 2 項のほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

4 分科会の議事録は、特段の理由がある場合を除き、公開するものとする。

(実施事項)

第6条 分科会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 沖縄の移動等円滑化の進捗状況の把握・評価
- 二 沖縄の事業者や自治体等による先進的な取組の共有・横展開
- 三 沖縄の移動等円滑化を推進するために必要な取組の検討

(協議内容の取扱い)

第7条 分科会において協議した内容は、事務局より国土交通省総合政策局安心生活政策課に報告する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 月 日から施行する。
- 2 沖縄地方バリアフリー推進連絡会議（平成22年3月16日設置）は、廃止する。